

市税・国保税の納付は期限内に

～貴重な財源の確保を進めています！～

市税や国民健康保険税は、市政の運営に欠かすことのできない貴重な財源です。

今後も、納期限内に納めている多くの皆様との公平性を保つため、貴重な財源の確保を進めていきますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

<問合せ> ●市税について＝納税課納税係・内線2731～2733、特別滞納整理担当・内線4426～4428 ●国民健康保険税について＝国保年金課・内線3221～3223

滞納者に対する市の取り組み

市では、口座振替、コンビニ納付や休日の納付窓口の開設など、納税者の方が税金を納めやすい方法を導入しています。

市税等を納期限内に納税されていない方に対しては、文書・電話で納付をお願いするほか、戸別訪問も行い、早期納付のお願いをしています。

それでも納付のない方には、納めた方との公平性を保つため、法律に従って差押え等の滞納処分を行っています。

【20年度の差押状況】
(単位：件)

不動産	39	
電話加入権	1	
債権	国税還付金	69
	預貯金	103
権	生命保険等	74
	給与	1
その他	2	
計	289	

滞納したまま放っておくと？

納期限を過ぎても納めないとき？

延滞金が加算

20日経過

督促状が発送される

10日経過

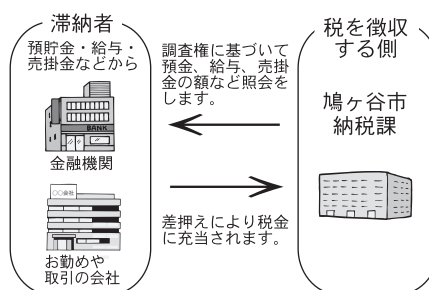
滞納処分の対象に

市税等を滞納したままにしていると、どのような理由があっても、滞納の期間と税額に応じて「延滞金」が加算され、本来の税額よりも多く、納付しなければならないこととなります。

督促状が届いても納めていただけない場合は、滞納者の意思にかかわらず法律で定められている「滞納処分」の対象となります。

※「滞納処分」とは、その方の財産を調査し、不動産、預貯金、生命保険などの財産を本人が処分する権利を制限する「差押え」と、その財産の取立等を行う「換価」を行い滞納した税に充てることです。

債権を差押える場合



休日納税相談をご利用ください

市税および国民健康保険税の休日納税相談を行います。(認印を持参してください)併せて、平日に金融機関や市役所で納付できない方のために、納付窓口も開設します。また、国保の異動届出のうち、一部の受付業務も行っていますので、事前に国保年金課にお問い合わせのうえお越しください。

日時 9月26日(土)・27日(日) 午前9時～午後3時

場所 市役所1階納税課窓口および国保年金課窓口



納税は「口座振替」が便利です

金融機関および郵便局で手続きをすると、納期限ごとに自動的に指定口座から振り替えられ、市へ納税されます。(一度の手続きで、翌年からも自動的に継続されます)

手続きは、預金口座のある市税取扱い金融機関で、直接お申し込みください。

手続きに必要なもの…口座振替申込書、印鑑(通帳届出印)、預・貯金通帳、納税通知書

※依頼書は、市役所納税課および市内の金融機関にあります。市外にお住まいの方は、市役所までご連絡いただければ郵送いたします。

なお、郵便局をご利用の場合は、郵便局に備え付けの「自動払込利用申込書」をご利用ください。

コンビニ納付をご利用ください

休日や夜間でも、コンビニエンスストアで納付することができます。納める期別分の納付書を確認のうえ、納期ごとにレジにお持ちください。

※取り扱いできないコンビニエンスストアもございますので納付書裏面をご確認ください。なお、納期限を過ぎたものや、1回の納付税額が30万円を超える場合は、取り扱いできません。ただし、軽自動車税は、翌年3月まで納付できます。

小・中学校で学校自由選択制

通学区域以外の学校を希望する方は申請を

〜平成22年4月に入学する新一年生が対象〜

市では、小・中学校の新入生を対象に「学校自由選択制」を実施しています。

新一年生が入学する学校は、それぞれの通学区域により教育委員会が指定します。ただし、通学区域以外の学校を希望する場合には、申請により、他の学校に入学することができません。

◆9月上旬に自由選択制の案内パンフレットを配布

来年度入学予定のお子さんがあるご家庭に、小学校の入学予定者は幼稚園・保育所等を通して、中学校の入学予定者は小学校を通して、9月上旬に「学校自由選択制」のパンフレットをお配りします。
(届かない場合には学校教育課までお問い合わせください)



い) 申請期間 10月26日(月)～11月13日(金)

窓 口 学校教育課(市役所6階) ※午後5時まで
▽幼稚園・保育所では受付できません。
▽期日を過ぎると申し込みできません。

▽通常どおり通学区域の学校に入学を希望する方は申請の必要はありません。

◆受け入れ定員を超えた場合は抽選を実施

希望者が定員を超えた場合、市から申請者に希望状況をお知らせします。申請者はそれを参考に一度だけ、希望校の変更をすることができません。変更期間の後に定員を超えた場合は、抽選

を行います。

抽選の結果、当選した場合には、希望した学校に入学できます。

選外となった場合は、通学区域の学校に入学することになります。

問合せ 学校教育課・内線5212



学校公開を実施

各校では、学校紹介のための行事や授業参観を実施しています。学校選択の参考にお越しください。

※詳しい内容は、直接学校へお問い合わせください。

【鳩ヶ谷小】 ☎281・1054

●授業参観 9月7日(月)・10日(木)・11日(金)

●学校公開 11月4日(水)

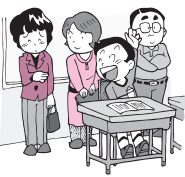
●土曜参観 11月7日(土)

【中居小】 ☎281・3322

●運動会 9月26日(土)

●学校公開 10月13日(火)

●土曜参観 11月7日(土) ☎281・0171



にこ 毎月25日は「あいさつの日」

広げよう あいさつの輪

市では、「心の教育推進協議会」を設立し、子どもたちに豊かな心を育む取り組みを行っています。

そのひとつとして、あいさつが人と人とのコミュニケーションを図る上での第一歩と考え、家庭・学校・地域が連携してあいさつを積極的に交わす「あいさつ運動」を今年の5月25日から実施しています。

「あいさつ運動」では、市内の保育園保育所・幼稚園・小・中学校・高校で、地域や保護者の方も参加して校門などで元気なあいさつが交わされています。

また、通学路や交差点で声をかけていただける地域の方も多く見られます。

家庭の中から朝の元気なあいさつが始まり、学校や地域の中でその輪が大きく広がっていくように、みなさんの積極的な「あいさつ運動」へのご協力をお願いします。

問合せ 学校教育課・内線5212



- 運動会 9月26日(土)
- 子どもフェスティバル 10月31日(土)
- 【里小】 ☎281・6120
- 運動会 9月26日(土)
- 授業参観 10月20日(火) 22日(木)
- 土曜参観 11月7日(土)
- 【桜町小】 ☎282・5655
- 運動会 9月26日(土)
- 授業参観 10月14日(水) 16日(金)
- 学校公開 11月1日(日)
- 【南小】 ☎283・4004
- 運動会 9月26日(土)
- 土曜参観 11月7日(土)
- 【鳩ヶ谷中】 ☎281・1054

- 10
- 運動会 9月12日(土)
- 学習発表会 10月31日(土)
- 学校公開 10月31日(土)・11月4日(水) 6
- 日(金)
- 【八幡木中】 ☎283・4006
- 運動会 9月12日(土)
- 学校公開 10月31日(土)・11月4日(水) 6
- 日(金)
- 【里中】 ☎282・5708
- 運動会 9月12日(土)
- 日曜参観 11月1日(日)
- 学校公開 11月9日(月) 13日(金)